

川島町個人情報保護条例（抜粋）

平成26年4月1日施行

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等の目的の範囲を超える個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）及び当該実施機関以外の者への個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。**
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報の記録の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号、第5号、第6号又は第7号の規定により、目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。